

施行日 令和5年12月26日

## 岐阜大学 JDP コンソーシアム規約

本規約は、国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学が設置・運営する岐阜大学 JDP コンソーシアムに関して、会員または準会員に対して適用されるものとする。

### 1. コンソーシアム組織

(会員または準会員)

- 1) 会員は、コンソーシアムの趣旨に賛同する企業及び団体等とする。
- 2) 準会員は、コンソーシアムの趣旨に賛同する企業及び団体等に属する個人、または企業及び団体に属さない個人とする。
- 3) 岐阜大学、インド工科大学グワハティ校 (IITG) 及びマレーシア国民大学 (UKM) が開催する各種行事に定員枠が設定されている場合は、会員を優先する。
- 4) グローカル推進機構長を代表とし、グローカル推進機構内に事務局を置く。

### 2. 入会資格

以下の各号に該当しない場合に入会できるものとする。

- 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号。以下「風俗営業法」という。) 第 2 条に規定する風俗営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- 2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- 3) 人権、教育、労働等に係る社会生活に支障をきたす問題を起こしているもの
- 4) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)、その構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。) 又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- 5) 暴力団対策法第 32 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げるもの
- 6) 貸金業法 (昭和 58 年法律第 32 号) 第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営むもの (銀行法 (昭和 56 年法律第 59 号) 第 2 条第 1 項に規定する者を除く。)
- 7) 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- 8) 政治団体
- 9) 宗教団体
- 10) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの

- 11) 国税、地方税等を滞納しているもの
- 12) その他コンソーシアムの入会に適当でないと認められるもの

### 3. 入退会

- 1) 会員または準会員になろうとする企業及び団体、または個人は、入会申請書をコンソーシアム事務局に提出し、本学の確認をえて、会員または準会員になることができる。
- 2) 会員または準会員は、本コンソーシアムを退会する場合、任意の様式にてコンソーシアム事務局に申し出るものとする。
- 3) 本学もしくは本コンソーシアムの名誉を毀損する行為があったと認められるときは、本学は、当該会員または準会員を退会させることができる。
- 4) 退会手続きが完了しないかぎりにおいては、会員または準会員資格を継続するものとする。

### 4. 岐阜大学、IITG 及び UKM がコンソーシアムに提供する内容等

- 1) 岐阜大学、IITG 及び UKM は JDP シンポジウム等を実施し、日本、インド及びマレーシアの各国間において交流機会を提供する。
- 2) 岐阜大学、IITG 及び UKM は、JDP コンソーシアム参加企業に向けて、地域課題の解決や、高度人材の定着促進及び共生社会の実現に貢献する行事（講演会、勉強会、研究会等）を実施する。

### 5. コンソーシアムの役割等

- 1) コンソーシアム活動への参加等を通じて日本、インド及びマレーシアの各国間での交流に貢献すること。
- 2) JDP に関わる学生の教育・就職活動等に必要に応じ協力すること（講義を通じた学習機会の提供、会社見学等の中で実施可能なもの）。
- 3) JDP 及びそれに関連する事業で得られる成果を通じ、日本、インド及びマレーシアの各国における産官学金分野の更なる発展に必要なに応じ協力すること。

### 6. コンソーシアム活動の経費負担等

- 1) 年会費等は徴収しない。
- 2) 有料行事以外は参加費等を徴収しない。

### 7. その他

本規定に定めるもののほか、本コンソーシアムに関し必要な事項は、本学が別に定める。

### 連絡先

岐阜市柳戸 1 - 1 岐阜大学学務部国際事業課国際総務室 [kokusaik@t.gifu-u.ac.jp](mailto:kokusaik@t.gifu-u.ac.jp)